

## 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

沖縄県安心こども基金条例（平成21年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

子どもを安心して育てることができる体制を整備するための事業を引き続き実施するため、基金の設置期間を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。